







廃棄物指導課	課長補佐兼一般廃棄物係長	主幹兼産業廃棄物係長	副主幹	主査	係	起案
						

第1回吉津地区の燃え殻を含む建設残土処理検討プロジェクト会議録

- 1 日時 平成14年11月14日 15時～16時
- 2 場所 札の辻ビル6階 61会議室
- 3 出席者 別添名簿のとおり
- 4 内容

(1) 座長挨拶

静岡市における初めての事案であるが、年内に方向づけできるよう検討をお願いしたい

(2) 経過説明

別添資料のとおり

(3) 検討事項

- ① 対応策について
- ② 代執行について（問題点を含む）

なお、この事項については次回会議までに各課で検討することとした。

(4) 質疑応答

Q1 本件は、土壌汚染と廃棄物のどちらの問題なのか

A 廃棄物の不法投棄にあたりと考えているが、関係機関に相談して判断していきたい

Q2 土壌汚染とはならないのか

A ダイオキシン類対策特別措置法上は、土壌とは認められない（環境政策課）

Q3 焼却灰混入土は野積みとなるのか

A 混入されたものが野積みされていると考えている

Q4 法施行前の違法行為でなかった頃の行為についても、同じ問題として扱うのか


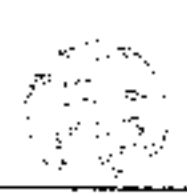

A 行為が継続している以上仕方がないと考えている

Q5 水道局では給水等を行う予定はあるのか

A 今回のケースは上水道敷設区域外であるため、給水の対象でないが、必要があれば協力するとの話がある

5 その他

次回開催は、11月21日清掃4課会議終了後とする

廃棄物指導課長	課長補佐兼一般廃棄物係長	主幹兼産業廃棄物係長	副主幹	主査	係	起案
		起		主		

第2回吉津地区の燃え殻を含む建設残土処理検討プロジェクト会議録







- 1 日時 平成14年11月21日 10時30分～12時
- 2 場所 本館3階 大会議室
- 3 出席者 別添名簿のとおり
- 4 内容

(1) 報告事項

- ① 適正処理推進センターへの出張（予定）について
- ② 生活環境水道委員会への報告事項について
 - ア 重金属類の水質検査結果及びダイオキシン類調査の実施状況（環境政策課）
 - イ シート掛けの状況及びプロジェクトチームの設置（廃棄物指導課）
- ③ 不法投棄未然防止対策検討委員会委員からの意見聴取について

(2) 本事案の対応策に係る各課提案

- ① ダイオキシン類調査結果を踏まえて、次のとおり対応する。
 - ア ダイオキシン濃度に応じた処理の方法を行う
 - ・ 1,000pg-TEQ/g、3,000 pg-TEQ/g を考慮する
 - イ 経済的、効率的な処理方法が確立されるまで封じ込め措置を行う
 - ・ 灰溶融
 - ・ 各社のダイオキシン処理対策工法（ジオメルト工法、化学分解等）
 - ・ 封じ込め方法（コンクリート固め上部舗装、ドラム缶等）
 - ウ 封じ込め措置期間中は水質検査のモニタリング調査を行う
- ② 詳細調査を実施して対応する

廃棄物指導 課長	課長補佐兼 一般廃棄物 係長	主幹兼 産業廃棄物 係長	副主幹	主査	係長	起案
		起			 	

第3回吉津地区の燃え殻を含む建設残土処理検討プロジェクト会議録

- 1 日時 平成14年11月29日 13時30分～15時
- 2 場所 札の辻ビル6階 61会議室
- 3 出席者 別添名簿のとおり
- 4 内容
 - (1) 報告事項
 - ① 適正処理推進センターとの協議結果について
別紙のとおり
 - (2) 対応策の再検討と問題点
別紙のとおり
- 5 その他
次回開催は、12月12日頃予定する。

面談者：理事長 太田文雄



相談内容：別紙により経過を説明
今後の進め方等について相談した。




協議結果

- ・ 処理経費をできる限り軽減し、地元の了解を得られる処理方法を検討するため、更に綿密な詳細調査が必要である。
これら調査について全面的に協力する。
- ・ B,Cについては国庫補助支援(1/3)になると思われる。
- ・ Aについては一部が原状回復支援事業(3/4)になる可能性があるが、環境省の考え方は、平成10年6月をまたぐものは、全体が国庫補助支援(1/3)にする方針のようだ。
A全体が3/4補助になる理屈付けができるように相談していくように考えている。
- ・ 法案が通れば平成15年からこれらのような廃棄物処理に対する新たな補助制度がスタートする。これに採択されれば全体が1/2補助になる可能性がある。(詳細調査結果が出て、処理方法が決定し、その後予算措置等の諸手続きを行っていけば、必然的に15年度にはいつてしまうので、補助率の高い制度への採択が認められるなら、こちらを選択したい旨伝えた。)
- ・ 1月7日(火) 13:00に来静 現地視察の後、ダイオキシン検査結果を見て、その後の対応を相談する。
- ・ 環境省 産業廃棄物課 適正処理推進室 岡本室長補佐にも会って話をしておいたほうが良いとのアドバイスをもらった。

(引き続き環境省を訪問)

岡本室長補佐より

- ・ 自己解体物以外のものがなかったか、残っている経営時の関係書類を調べておくように。

廃棄物指導課長	課長補佐兼一般廃棄物係長	主幹兼産業廃棄物係長	副主幹	主査		起案
		起		栄		

第4回吉津地区の燃え殻を含む建設残土処理検討プロジェクト会議録

- 1 日時 平成15年1月20日 13時30分～15時
- 2 場所 本館3階 第1会議室
- 3 出席者 別添名簿のとおり
- 4 内容

(1) 報告事項 (別添資料参照)

- ① 産業廃棄物適正処理推進センター職員による現地視察等の状況について
- ② 12月27日報告のあったダイオキシン類調査結果について
- ③ 抗議文とその回答について
- ④ 署名文について

(2) 討議事項

- ① 対応策(案)について

(3) 意見等

- ① 測量の実施は、代執行を行うという誤解をまねくおそれがある
- ② 廃棄物の種別、割合等に関する詳細調査を実施し、住民の不安を取り除く必要がある
- ③ 土地利用制限について地元と協定書を交わさせる方法もある




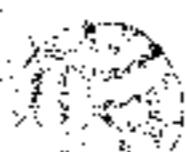
(4) 質疑応答

Q1 署名文は町内会総意の動向か

A そのように認識している

5 その他

「静岡市水道取水場配置図」を裏面に使用した署名文については、水道局より回収するよう申し入れるようである

廃棄物指導課長	課長補佐兼一般廃棄物係長	主幹兼産業廃棄物係長	副主幹	主査	係	起案
		起		栗	 	

第5回吉津地区の燃え殻を含む建設残土処理検討プロジェクト会議録

- 1 日時 平成15年2月18日 13時30分～16時
- 2 場所 本館3階 第1会議室
- 3 出席者 別添名簿のとおり
- 4 内容

(1) 市の方針案の検討について (別紙案参照)

以下の4点について確認した。








- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応する。ダイオキシン類対策特別措置法は適用されない。
- ② 生活環境保全上の支障、又は生じるおそれはないと考えられる。
- ③ 特別措置として、井戸水のモニタリング調査を実施する。
- ④ 当該土の対応方法については、継続して検討する。

(2) 意見等

- ① 産業廃棄物である燃え殻を管理型最終処分場へ処分しなければならない者は当該事業者であり、法規制の時期は平成4年7月4日以降である。
- ② ダイオキシンの結果について、全国平均値及び静岡市平均値との比較について記載したほうがよい。
- ③ 住民に対してダイオキシンに関する情報を正しく伝えることが必要である。
- ④ シート掛けの点検・補修及びめくれ防止措置を講ずるのは業者ではないか。・・・ (業者指導を第一に考えている)

5 その他

行為者に対する命令に関することについては次回会議で再検討する。

廃棄物指導課長	課長補佐兼 一般廃棄物係長	主幹兼 産業廃棄物係長	副主幹	主査	係	起案
						

第6回吉津地区の燃え殻が混合され密接不可分の建設残土処理検討プロジェクト会議録






- 1 日時 平成15年2月25日 13時30分～14時40分
- 2 場所 本館3階 第1会議室
- 3 出席者 別添名簿のとおり
- 4 内容

(1) 市の方針案の検討について (別紙案参照)

特別措置の2については、諸々の問題を含んでいるため行政課において検討してもらい、この結果を踏まえて最終案をまとめることで合意した。

(2) 意見等

- ① 行為者に対する指導は文書で行ったほうがよいのではないか。
(文書による指導を考えている)
- ② 地元要望を十分に把握しておく必要がある。
- ③ 命令の部分は予定の段階であり、外部に出す内容ではない。

部 参 与 兼 廃 棄 物 政 策 課 長	参 事 兼 産 業 廃 棄 物 対 策 室 長	主 幹	副 主 幹	主 査	係	起 案
						

第7回吉津地区の燃え殻が混合され密接不可分の建設残土処理検討プロジェクト会議録

- 1 日 時 平成15年4月21日 15時～16時30分
- 2 場 所 本館3階 第1委員会室
- 3 出席者 別添名簿のとおり
- 4 内 容

(1) プロジェクト会議の経緯について
別紙のとおり

(2) 対策案について

- ① 再修正案の特別措置の2については削除する。
- ② 再修正案の「命令事項」は「指導事項」とする。
- ③ 当該土の対応方法に係る事項は削除する。
ただし、今後も引き続き検討課題とする。

5 まとめ
内容(2)に基づき対策方針を決定する。

6 意見等

- ① 当該土の対応方法に係る事項は引き続き検討していく必要がある。
- ② 命令を指導に切り換える理由を明確にしておく必要がある。
- ③ 原則として刑事訴訟法では犯罪があると思料するときは告発しなければならぬとされている。
- ④ 当事例は野焼きの中止を指導した事例である。
- ⑤ 3月24日に地元説明会を実施した。

吉津地区・燃え殻が混合され密接不可分の建設残土問題の対策について(案)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応する。

事業活動に伴って生じた燃え殻が混合され密接不可分の建設残土は産業廃棄物である。(ダイオキシン類対策特別措置法は適用されない。)

行為者に次のことを行うよう指導する。

- 1 放置されている燃え殻が混合され密接不可分の建設残土の適正処分
・行為者は資力不足のため実質的に適正処分することは難しい状態である。
(片付け責任は継続して残る。)
- 2 シート掛けの点検・補修並びにめくれ防止措置(シートの上から覆土するなど)
- 3 関係者以外の者が立ち入らないよう柵並びに看板の設置

生活環境保全上の支障が生じていない。又生ずるおそれもないと考えられる。

- 12月27日 公表のダイオキシン検査の結果(行為者が実施)
井戸水、河川水、河川底質、周辺土壌 いずれも環境基準以下であった。
また、全国平均値並びに静岡市内の平均値に比して、いずれも問題となるような高い値は検出されなかった。
- 9月25日 市が行った井戸水の重金属類検査の結果
飲料水としての基準を全てクリアーしていた。

以上のことから、現時点においては生活環境保全上の支障が生じていないことが確認された。

なお、ダイオキシン類は水に溶けにくいことなどから、今後もその影響が出るおそれは無いと考えられる。

特別措置

市は住民の不安を解消するため、次の措置を講ずる。

- 1 井戸水について、ダイオキシン類を含む飲料水全項目のモニタリングを当分の間実施する。 地区内5箇所×2回/年・・・当初予算へ計上済み。

生活環境への影響が生ずるおそれは無いと見込まれるが、当該土の対応方法については処理技術の進展状況や他都市の対応事例等を参考にしながら継続して検討していく。